② 共同体の構成員数は、２社とする。
③ 各構成員の出資比率は30％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⑲ 認定資格の有効期限　認定の日から上記１に示す工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る当初工事の契約が締結される日までとする。

⑳ その他
① 共同企業体の名称は、「○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。
② 共同企業体の構成員については上記⑱①に該当する工事経歴書を添付すること。

3　総合評価に関する事項

⑴ 本工事の総合評価においては、以下の条件を満たすこと。
・施工管理等の内容が当機構の基準を満たしていること。

⑵ 入札参加者は「価格」、「企業の技術力」、「施工計画」及び「配置予定技術者ヒアリング」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記⑶によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が２名以上ある時は、電子くじ等により落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑶ 評価値算定法　評価値は、価格評価点、技術評価点及び施工体制等評価点を合算した数値とし、技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。なお、技術評価点の最高点数は25点、施工体制等評価点の最高点数は30点とする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制等評価点

価格評価点＝100×（１－入札価格／予定価格）

技術評価点＝施工計画の評価点＋配置予定技術者のヒアリングの評価点

⑷ 技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。
① 施工計画
② 配置予定技術者のヒアリング
③ 施工体制等

⑸ 施工体制確認のためのヒアリングについて
施工体制等に関する審査は、「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」を確認するため、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者すべてにヒアリングを実施する。また、入札価格が調査基準価格※１未満及び特別重点調査基準価格※２未満の場合は、ヒアリングに先立ち入札説明書に記載する追加の調査資料の提出を求め、ヒアリング等による審査を行い、施工体制評価点を決定する。詳細は対象者に別途連絡する。

※１　調査基準価格とは、低入札調査基準価格のことをいう。

※２　特別重点調査基準価格とは、予定価格の算定金額における直接工事費の75％、共通仮設費の70％、現場管理費の70％、一般管理費の30％をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。

⑹ 失格要件　「施工計画」が、未提出、白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。

また、「施工計画」の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

⑺ 評価内容の担保
① 落札者の提示した施工計画、施工体制等は、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、受注者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。
② 施工計画、施工体制等の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。
③ 受注者の責により入札時の施工計画、施工体制等の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずるものとする。

4　枠組み協定型一括入札方式に関する事項

⑴ 入札参加者は、１⑷に示す各工事（以下「個別工事」という。）ごとに見積った金額の合計額をもって入札するものとする。

⑵ 落札者は、当機構と個別工事の契約に関する事項等を定めた協定書を締結しなければならない。

⑶ 個別工事の契約金額（税抜き）は、「予定価格における個別工事の構成比（内訳額／予定価格）」を落札者の入札額に乗じた額（十円単位を四捨五入）をもって機構が定めるものとする。

⑷ 契約予定工事の請負契約は、締結する協定に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことはできない。

⑸ １に示す契約予定工事の契約締結時期や予定工期の変更を行う可能性がある。

5　入札手続等

⑴ 担当本部等
① 電子入札及び契約に関する事項
〒163―1382 東京都新宿区西新宿６丁目５番１号　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札チーム　電話03―5323―2425
② 申請書及び資料に関する事項
〒336―0973 埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻4124番地　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部　埼玉業務部埼玉中央業務事務所工事課　電話048―878―2680
③ 平成25・26年度の競争参加資格について
〒336―0973 埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻4124番地　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部　埼玉業務部販売業務チーム　電話048―878―2834

⑵ 設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法　設計図面及び現場説明書等（以下「交付資料」という。）の交付を希望する場合は、当機構ホームページに掲載する入札公告に添付のＦＡＸ専用の申込書（末尾に添付）を以下の期間に送付し、申し込むこと。ＦＡＸ受領後、当本部コピーセンター受託業者である㈱ブルーホップより、ＦＡＸ受領日（午前締め）の翌日より３営業日後までに到着するように発送する（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない）。

３営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。なお、交付資料についてはＣＤデータ化し、無償とする。ただし、送料については、料金着払にて発送するので宅配業者に支払うこと。

【ＦＡＸ受付期間及びＦＡＸ番号】

平成27年１月22日（木）から平成27年２月13日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後１時から午後４時まで。

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部　首都圏入札チーム
送付先　ＦＡＸ03―5323―4785
問合先　ＴＥＬ03―5323―2425

⑶ 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
① 申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法　申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは、受け付けない。

提出期間　平成27年１月23日（金）から平成27年２月13日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後１時から午後５時まで。

※ただし、特定ＪＶとして提出する場合は、２⑰②にある「特定ＪＶ登録申請書等」のデータが提出された後に提出可能となる。

提出場所　電子入札の場合は、下記⑷②に同じ。（首都圏入札チーム）
紙入札の場合は、下記②に同じ。（工事チーム）